

## 神奈川県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県県営住宅条例施行規則（平成10年神奈川県規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中第92号を第94号とし、第42号から第91号までを2号ずつ繰り下げ、第41号の次に次の2号を加える。

(42) 条例第25条の2第1項の規定により、施設維持管理料を徴収すること。

(43) 条例第25条の2第2項の規定により、施設維持管理料を減免すること。

第29条の次に次の1条を加える。

(施設維持管理料の額等)

第29条の2 施設維持管理料は、県営住宅ごとに算定するものとし、各年度における施設維持管理料の月額は、その年度の前々年度における条例第25条第5号に掲げる費用（条例第25条の2第1項の規定により徴収することとしたものに限る。）の額を入居者数で除し、その額を12で除して得た額に、徴収に係る経費の額として別に定める額を加算した額とする。ただし、これによることができない場合又はこれによることが適当でない認められる場合は、別に定めることができる。

2 施設維持管理料は、毎月末（月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日）までにその月分を納付しなければならない。ただし、施設維持管理料の月額が少額である場合その他必要と認められる場合における施設維持管理料の納付の期限は、別に定める日とすることができる。

3 前2項に定めるもののほか、施設維持管理料の徴収に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。